



2018年11月9日

各 位

会 社 名 ポ エ ッ ク 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 来 山 哲 二
(コード番号：9264 東証JASDAQ)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 部 長 吉 本 貞 幸
(TEL. 084-922-8551)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2018年11月9日開催の取締役会において、2018年11月29日開催予定の第30期定時株主総会に付議する定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

株主総会の招集に際し、計算書類についても法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主の皆様に対して提供したものとみなすことができるようにするため、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）につき所要の変更を行うとともに、字句の整備を行うものであります。

また、平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、補欠監査役の予選に関する規定の項数が変更されておりますので、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)
<p>第15条 当社は、<u>株主総会</u>の招集に関し、<u>株主総会参考書類</u>、<u>事業報告</u>及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令</u>に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、<u>株主</u>に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>第15条 当社は、<u>株主総会</u>の招集に関し、<u>株主総会参考書類</u>、<u>事業報告</u>、<u>計算書類</u>及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令</u>に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、<u>株主</u>に対して提供したものとみなすことができる。</p>
(任期)	(任期)
<p>第30条 (記載省略)</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>3. 会社法第329条第<u>2</u>項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>4. (記載省略)</p>	<p>第30条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 会社法第329条第<u>3</u>項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>4. (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2018年11月29日

定款変更に効力発生日 2018年11月29日

以 上